



埼玉労働局発表
令和元年5月31日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 馬場 一明
室長補佐 千葉 直樹
(代表電話)048(600)6210

報道関係者 各位

労働法制について大学等出張セミナーを開催しました

～平成30年度は9大学等において開催～

埼玉労働局（局長 木塚 欽也）では、県内大学等と連携し、当局幹部職員が講師となってキャンパスに出向き、これから就職して社会に出る学生が、働く際に知っておくと役立つ労働法の基礎知識についてのセミナーを開催しております。

平成30年度は、9大学等からのご要望を受け開催（別紙）し、セミナーを受講した学生にアンケート調査を実施しましたので、その結果を公表します。

アンケート結果から、このセミナーを受講した学生の約9割が「就職活動や職業生活に役立つ」と回答しています。

今年度においても、同様に開催をすることとしておりますので、ご希望などありましたら埼玉労働局雇用環境・均等室（電話 048-600-6210）までご連絡ください。

（アンケート結果）

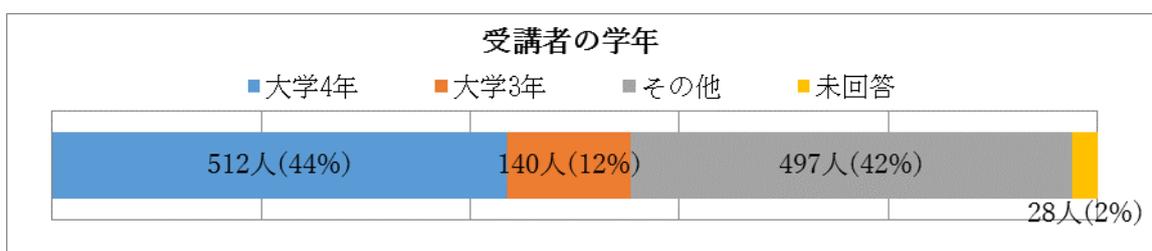
平成30年度は、9大学等に対し12回の労働法セミナーを開催しました。アンケートに回答していただいた学生数は合計1,177人で、このうち975人（83%）の学生がこのセミナーに対し『参考となった』と回答し、1,019人（87%）の学生が今後の就職活動や就職後の生活に『大変役立つ』、『役立つ』との回答でした。

アンケート結果の詳細については、次のとおりです。

I セミナーについて

1 受講した学生の内訳（n=1,177人）

学生1,177人の内訳は、大学4年生512人（44%）・大学3年生140人（12%）が全体の約56%を占め、全体のうち就職活動中の学生が134人（11%）、採用内定取得済の学生が374人（32%）でした。



2 労働法セミナーを受講した学生の意見、感想

(1) 労働法セミナーを受講した理由 (n=1,177人)

労働法セミナーを受講した理由(複数回答)については、①就職活動の参考のため 261人、②労働法に関心があった 121人、③就職担当者に勧められた 316人、④友人に誘われて 24人、⑤その他 369人(「授業として受講した」など)でした。

(2) 労働法セミナーを受講して参考になったか (n=1,177人)

労働法セミナーを受講して参考になったか否かについては、975人(83%)の学生が参考となったと回答し、参考にならなかったと回答した学生は12人(1%)でした。



(3) 聞きたい内容が盛り込まれていたか (n=1,177人)

聞きたい内容が盛り込まれていたかについては、1,043人(89%)の学生が大体盛り込まれていたと回答し、一部足りない部分があったなどは33人(3%)でした。

(4) 就職活動や就職に役立つ内容であったか (n=1,177人)

就職活動や就職後の生活に役立つ内容であったかについては、「大変役に立つ」が550人(47%)、「ある程度役に立つ」が469人(40%)であり、「あまり役に立たない」、「役に立たない」が合わせて21人(2%)でした。



(5) 主な感想

- これから就職やアルバイトなどをする機会があると思います。そのような中で今回のセミナーのことを思い出して参考にしていきたいと思います。
- バイトをしていて、少し身に覚えがあるなと思いました。法律や詳しいことまで教えて頂きありがとうございました。次にバイトを選ぶ時の参考にします。
- 就職に対する不安が減りました。
- マンガもついていて、より理解を深めることができた。意外と知らないことが多かったので、聞いてよかったと思う。
- 失業時に受けられる支援について、SNSやネットなどで知ることはあるが、学校などで教えてもらえる機会がないため、このようなセミナーで発信していただきたいです。
- 労働行政に関心を持つことができた。

◎セミナーでは、労働法の基本的知識を持つこと、その上で、労働条件をしっかりと把握することの重要性を具体的な事例から説明します。

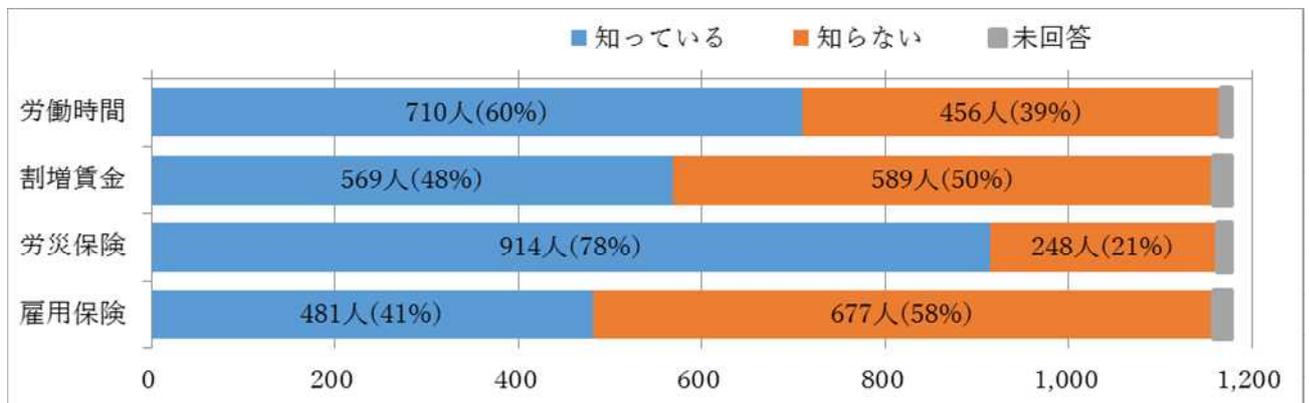
Ⅱ 学生の労働法の知識とアルバイトで経験したトラブルについて

セミナーを受講した学生の労働法に関する知識及びアルバイトを行った際に経験したトラブルについては、次のとおりです。

1 労働法令の知識 (n=1,177人)

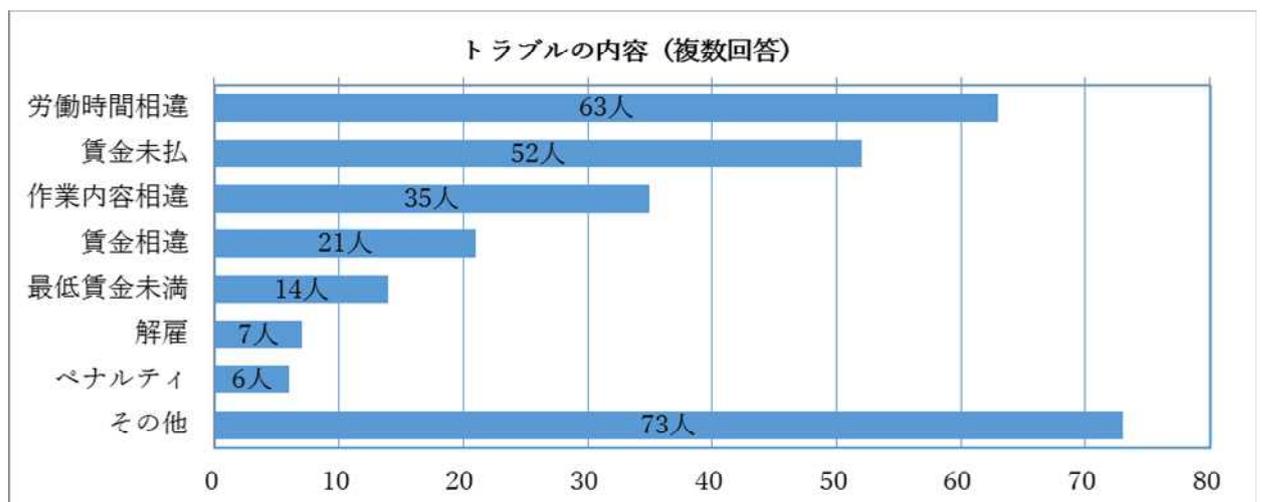
法定労働時間(1週40時間、1日8時間)について知っている学生は、697人(59%)でしたが、時間外労働や休日労働、深夜労働に支払われる割増賃金について知っている学生は566人(48%)で、割増賃金については比較的知られていないことが分かりました。

また、工作中的の怪我や病気、通勤中の災害などの場合に給付される労災保険、失業した場合に一定の条件下で給付される雇用保険について知っている学生は、それぞれ914人(78%)、481人(41%)であり、雇用保険については比較的知られていないことが分かります。



2 アルバイトでの疑問やトラブル (n=1,042人)

- (1) アルバイトを行っている中で、疑問に思うことがあった学生やトラブルにあった学生は、207人(20%)で、その内容(複数回答)としては、「契約時の労働時間より長かった」が63人で最も多く、以下「賃金未払」「作業内容相違」の順となっています。



- (2) また、トラブルに際して誰かに相談したかどうかについては、207人のうち119人の学生が相談したと回答し、相談した相手(複数回答)は、家族や友人等身近な人が殆どで、行政機関等々への相談はわずかでした。

◎セミナーでは、社会経験の少ない学生がアルバイトを行い、トラブルにあった場合の相談窓口等についてご案内しております。

平成 30 年度労働法セミナー開催状況

(別紙)

	大学・短大・専門学校等名	開催日
1	獨協大学	平成 30 年 4 月 17 日 (火)
2	東邦音楽大学 (セミナー2 回開催)	平成 30 年 5 月 2 日 (水)
3	武蔵丘短期大学	平成 30 年 5 月 24 日 (木)
4	西武文理大学	平成 30 年 8 月 8 日 (水)
5	浦和大学	平成 30 年 9 月 19 日 (水)
6	浦和大学短期大学部	平成 30 年 9 月 19 日 (水)
7	武蔵丘短期大学 (2 回目)	平成 30 年 10 月 29 日 (月)
8	東京 IT 会計法律専門学校	平成 30 年 12 月 4 日 (火)
9	東京電機大学 理工学部	平成 30 年 12 月 13 日 (木)
10	女子栄養大学 (セミナー2 回開催)	平成 31 年 1 月 10 日 (木)

○大 学 6 校 (セミナー実施回数 8 回)

○短期大学 2 校 (セミナー実施回数 3 回、うち 1 回は大学と同一実施)

○専門学校 1 校 (セミナー実施回数 1 回)

○合 計 9 校 (セミナー実施回数 12 回)